

沖縄から問う「平和、人権、いのち」—核も基地も戦争もない世界を! 憲法理念の実現をめざす第50回大会基調(案)

1 私たちをとりまく現状と課題—改憲の動きを中心に

<安倍内閣の誕生とリベラル勢力の後退>

2011年3月11日に発生した「東日本大震災」は、東北地方をはじめ日本各地に大きな被害をもたらしました。東京電力福島第一原発事故は、いまだに収束せず、各地に飛散した大量の放射性物質による環境汚染は、人々から故郷を奪い生活の基盤と雇用を奪いました。高度経済成長の下でめざしてきた「豊かさ」とは何だったのか、あらためて問われました。社会が、政治が「一人ひとりの命に寄り添う」こと、日本国憲法が規定する主権在民、平和主義、基本的人権の尊重の基本に戻ることが、これほど求められる状況は戦後なかったのではないのでしょうか。

しかし、わずか2年半後のいま、憲法は施行66年のなかで最大の危機を迎えています。2012年12月の衆議院総選挙の結果、3年間つづいた民主党の政権は倒れ、安倍内閣が誕生しました。さらに、2013年7月の参院選では、安倍内閣は、憲法改正や原発問題などを徹底して無視し争点化させず、福島原発での汚染水問題などもその発表を投開票後に回すなど姑息な手段を弄し、徹底してアベノミクスによる経済回復を喧伝するなかで、自民党・みんなの党・日本維新の会に、与党ではあるが改憲には慎重な公明党を入れると参議院においても改正発議要件の3分の2を超えることとなりました。民主リベラル勢力は大きく後退を余儀なくされており、憲法改正は現実のものとなっています。

しかし、今年8月24日に示された東京大学の谷口将紀研究室と朝日新聞の共同調査においては、憲法改正に賛成は2012年度の51%から44%に減少し、96条改正についても賛成が31%にとどまっています。原発再稼働についても賛成が31%、反対は43%であり、集団的自衛権の行使についても2012年度の45%から39%へ賛成者が減少しています。安倍内閣のもくろみは、多くの問題で国民の支持を受けてはいません。自民党改正案の内容から具体的な市民生活への影響を批判しつつ、議論を進めていく必要があります。

衆議院の憲法審査会では憲法の逐条審査が一巡し、選挙権年齢などの引き下げ検討、公務員の意見表明の可否、予備的国民投票の是非などの検討課題（「三つの宿題」）の議論が行われました。参議院では、「二院制」「新しい人権」についての議論が開始されています。

改憲の動きに抗し発足した超党派の議員連盟「立憲フォーラム」（代表・近藤昭一衆議院議員）は、この間、院内集会などのとりくみを積み重ねています。

<集団的自衛権をめぐる憲法解釈の変更>

安倍内閣は、内閣法制局長官へ異例とも言える人事を強行し、集団的自衛権行使に前向きと言われる小松一郎・前駐仏大使を起用しました。内閣法制局は、憲法解釈の恣意的運用に歯止めをかけ憲法と法律や施策の整合性を保つ機能を持ち、その意味で憲法98条の最高法規規定を守る役割を担っています。これまでの慣例を破り恣意的人事を強行することは許されません。

政府はこれまで内閣法制局の考え方を踏襲し、「憲法9条で許容される自衛権の行使は、

わが国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきで、集団的自衛権の行使は、その範囲を超え、許されない」との統一見解を示しています。集団的自衛権は「同盟国いわゆる米国が攻撃されたとき、自国が攻撃されていなくても、これを自国への攻撃とみなして反撃できる権利」とされています。米国のジャパンハンドラーと言われるリチャード・アーミテージおよびジョセフ・ナイは、2012年夏の第3次アーミテージ・レポートにおいて「平和憲法の改正を求めるべきである。集団的自衛の禁止は同盟の障害である。3.11は、我々2つの軍が必要な時にいかに軍事力を最大限に活用できるかを証明した。平和時、緊張、危機、及び戦争時の防衛範囲を通して完全な協力で対応することを我々の軍に許可することは責任ある権限行動であろう」と主張し、集団的自衛権の行使を要求しています。

第2次大戦後も、強大な軍事力を背景に覇権主義をもって戦争を繰り返してきた米国を同盟国として集団的自衛権行使を容認することは、第2次大戦後70年近くにわたって軍事力を行使してこなかった自衛隊が、実際に人に向かって武器を使用することの可能性を大きく高めるものです。「武力で平和は作れない」として憲法の平和主義の理念を実現するよう求めてきた私たちにとって、決して許すことのできないものです。

安倍首相の私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）の座長代理を務める北岡伸一国際大学長は、8月9日の朝日新聞紙上で「集団的自衛権行使の全面解禁を提言する」「その際、自衛隊の活動は自衛隊法を改正して定めるべき」との見解を示しています。安保法制懇の報告から内閣法制局の見解、そして閣議決定を持って「集団的自衛権行使」を容認し、「国家安全保障基本法」によって具体的に位置づける方向と予測されます。憲法に反するとされてきた集団的自衛権行使を、法律のよって容認するとの行為は、憲法を基本にした法治国家の機能を崩壊させるものです。

また、「国家安全保障基本法」と対をなす「秘密保護法」もきわめて問題です。憲法が保障する「表現の自由」を大きく侵害し、国民の知る権利を侵すものです。これら「戦争のための法改正」は、戦前の国家を彷彿とさせるもので絶対に許してはなりません。

麻生太郎副総理が「ナチスの手口に学べ」として「誰も気づかないうちに憲法を変える」と捉えられる発言を行い、ユダヤ系組織などからきびしい批判を受けました。憲法改正要件を引き下げる「96条改正」や人事を悪用しての集団的自衛権に関する憲法解釈の変更、将来のエネルギー政策を示さない原発再稼働、経過や内容を示さないTPP交渉、数の力を悪用し国民に具体的提示をしないままに一部の利益や考え方に基づく施策を進める安倍内閣の姿勢そのものを糾していくことが必要となっています。10月15日に始まった185臨時国会での改憲の動きを、私たちは全力で阻止しましょう。

<中国・韓国、そして国際社会が受け入れがたい歴史認識>

安倍首相は、国会答弁において「侵略という定義は学会的にも国際的にも定まっていない。国と国との関係でどちらから見るかで違う」と答えました。このことは、日本の侵略と植民地支配によって大きな被害を受けた中国・韓国などからきびしく批判されました。1974年の国連総会では、7年間の議論を経て日本も賛成して「侵略の定義に関する決議」が採択されています。日中戦争が侵略戦争であることは国際的には常識です。

今春の靖国神社例大祭には、麻生副総理など4閣僚と過去最大の166人の国会議員が参拝しました。中韓の批判に対して安倍首相は「我が国の閣僚はどんな脅しにも屈しない」と居丈高に応じましたが、これまでの歴史事実をねじ曲げる安倍首相発言に対して、日韓の関係悪化を懸念する米国から批判されると、その態度を一変させました。アジア諸国に

は強く、米国にはおもねる姿勢は、世界の信頼を失うものです。

韓国のバク・クネ(朴槿恵)大統領は、日本の植民地支配解放を記念する式典(光復節)で、従軍慰安婦や竹島の問題への直接の言及は避けながら「日本は、過去の問題を直視する必要がある、でなくては未来へと信頼を積んでいくことは難しい」として日本側の対応を求めました。しかし、同日の全国戦没者追悼式での安倍首相の式辞には、これまで歴代首相が言及してきたアジア諸国に対する加害責任への反省や哀悼の意を、不戦の誓いを示す言葉はありませんでした。

パン・ギムン(潘基文)事国連事務総長は、8月26日「日本政府や政治指導者らは、とても深くみずからを省みて、国際的で未来志向のビジョンを持つことが必要だ」と述べ、歴史認識をめぐる日韓の対立については日本側の姿勢に問題があるという考えを示しました。本人も指摘しているように、国連事務総長がどちらかの側に立って発言することは珍しく、この問題がアジアの平和にとって国際的に懸念されている状況が示されています。

<人権後進国の実態—国連社会権委員会勧告>

5月17日、国連社会権規約委員会は「日本審査第3回総括所見」を発表しました。37項目における所見は、人権委員会の未設置や社会扶助予算の減額、女性・婚外子・同性カップルなどへの差別、障害者差別や女性差別、男女の賃金格差や最賃の水準の低さ、東日本大震災・福島原発事故の被害者の中でも弱者のニーズへの不対応、移住労働者への不公正等の差別実態、授業料無償化を適用しない朝鮮高校への差別など多岐にわたるものです。若者の格差の進行やいわゆる「ブラック企業」の暗躍とそれを許す政治のなかで、日本社会における人権侵害・差別へのとりくみがまったく進まない実態を象徴しています。

安倍首相がその強制性を否定する従軍慰安婦問題に関しては、社会権規約委員会が「委員会は、締約国が搾取の永続的影響に対応し、かつ『慰安婦』による経済的、社会的および文化的権利の享受を保障するため、あらゆる必要な措置をとるよう勧告する」としています。6月2日にだされた拷問禁止委員会の勧告では、日本が問題解決の責務を怠っているとの判断を示し、これまでの賠償が満足なものではない、教科書の記述が減少していることに見られるように教育的施策の実施を怠っている、また「複数の国会議員を含む国および地方の、高い地位の公人や政治家による、事実の公的な否定や被害者に再び心的外傷を負わせることが継続している」ときびしく指摘しています。

その上で、①性奴隷制の諸犯罪について法的責任を公に認め、加害者を訴追し、適切な刑をもって処罰すること、②政府当局者や公的な人物による事実の否定、およびそのような繰り返される否定によって被害者に再び心的外傷を与える動きに反駁すること、③関連する資料を公開し、事実を徹底的に調査すること、④被害者の救済を受ける権利を確認し、それに基づき、賠償、満足、できる限り十分なりハビリテーションを行うための手段を含む十全で効果的な救済と補償を行うこと、⑤本条約の下での締約国の責務に対するさらなる侵害がなされないよう予防する手段として、この問題について公衆を教育し、あらゆる歴史教科書にこれらの事件を含めることなどを強く勧告しています。

安倍首相の侵略戦争と植民地支配、加害の責任を認めないとする姿勢が、国際的に全く理解されないことを、国連各種委員会勧告が示しています。しかし、日本政府は閣議において「勧告は必ずしも従う必要はない」との見解を示し、無視することを決定しています。

自民党は憲法改正案の中で立憲主義を否定し「公益と公の秩序」を背景にして基本的人権の制約をもくろんでいます。国連の多くの人権に関する勧告を履行するよう政府に迫り、

憲法に定める人権規定を確固たるものにするとりくみが求められます。

＜対話と協調で東北アジアの平和へ＞

国連事務総長の異例の発言や国連機関の日本への勧告などから、安倍首相が表明する歴史認識が、侵略戦争と植民地支配の被害の中心であった中国・韓国のみならず、国際社会から受け入れられないことが明白です。日本政府は、東北アジア諸国との正常な外交交渉が閉ざされた状態を続けています。また、2月の安倍首相訪米に際しては、オバマ大統領は共同記者会見を行わず、6月に北アイルランドで行われたG8サミットにおいて日米首脳会談を拒否されています。米中および米韓の首脳会談の進展と一線を画しています。

日本の経済や安全保障にとって、アジア諸国との友好関係の構築は必要不可欠なものです。尖閣問題や竹島問題の領土問題や従軍慰安婦問題などの戦後補償問題の解決、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)との国交正常化などをなくして今後のアジアとの経済連携はきわめて困難であり、日本の経済や安全保障にとって、アジア諸国との友好関係の構築は望むべくも有りません。韓国では、戦後補償問題への日本側のアプローチの不十分さから、強制連行・強制労働問題で日本企業が賠償を求められる判決がありました。日本側の真摯なとりくみが要求されています。アジアの地域統合、経済連携の進展と共通の安全保障体制の構築こそが、真にアジア全体のひいては日本の将来を補償するものです。

安倍首相の姿勢を反映して、在日韓国朝鮮人へのヘイトスピーチなど排外主義が横行し看過できないものとなっています。近年、中国、台湾、韓国などを中心に外国人旅行者が増加しています。日本社会の労働力不足から外国人労働者の増加も予想されます。グローバル化する時代にあって、安倍首相の排他的民族主義は国の進路を誤るものです。朝鮮高校への無償化適用や改悪された入国管理法の改訂、国際基準である労働基準法の外国人労働者への適用など、国内における差別を解消するとともに、戦後補償問題を当事者の要望をもとにして解決することが直近の課題となっています。

＜「いまだ日本は占領下」とも思える米国の姿勢＞

在日米海兵隊普天間基地所属のMV-22オスプレイ12機は、日米合同委員会合意など全く無視して飛び続けています。飛行に関する仲井真沖縄県知事の申し入れには、米軍および日本政府は全く応じようとしていません。普天間基地へ追加配備されるオスプレイ12機が岩国基地に一時駐機する中、8月6日に沖縄県宜野座基地において米軍戦闘・救難ヘリコプターHH-60が訓練中に墜落し乗員1人が死亡する事件が起きました。日本政府は、原因究明を米軍に申し入れましたが、8月16日、原因究明は先送りする中で訓練が再開され、21日にはオスプレイの普天間追加配備を強行しました。まるで占領下のような米軍の傲慢なやり方を許すわけにはいきません。

8月26日、米国ラスベガス近郊の米軍基地において、普天間配備されているオスプレイと同型機が墜落する事故が発生しています。普天間基地は米国内の基地と違い住宅密集地に存在する基地であり、飛行場の要件を満たさないものです。このような危険な状況で、オートローション機能がない日本の航空法では飛行が許されないオスプレイが、しかも危険を伴う訓練飛行を、日本全国で実施しようとするのは、国民の命を犠牲にすることに他なりません。

このような中で、日本政府は8月、滋賀県高島市の陸上自衛隊饗庭野(あいばの)演習場や四国で、普天間基地所属のオスプレイを使った日米共同訓練を10月に実施すると発

表しました。国内の共同訓練でのオスプレイ使用は初めてのことです。平和フォーラムをはじめ多くの市民が抗議行動を予定しています。日米安全保障条約と在日米軍が、日本の安全を補償する幻想から離れなくてはなりません。集団的自衛権の行使を容認するなら、米国の利益のために日本が戦闘に巻き込まれ、戦後68年、積み重ねてきた不戦の国際的信頼を損ない、アジア諸国との関係は決定的に破綻するでしょう。米国との軍事的同盟を破棄し、新たな決意を持って平和・友好の関係を構築し、在日米軍基地の縮小・撤去を沖繩と全国を結んで実現しなくてはなりません。

<アジア地域統合へのくさびTPP>

8月23日、ブルネイで行われていた環太平洋連携協定(TPP)の交渉会合は、参加12か国で「2013年度中に結論を出す」とする共同声明を発表して終了しました。TPPは、に関して、「ASEAN」を中心とした地域統合に対する米国のくさびであり、例外なき関税撤廃のあり方は、これまで日本社会が形成してきた社会制度、例えば国民皆保険を基本にした医療制度などを根幹から覆すものです。また、米国企業が敗訴したことの無いといわれる「投資家対国家間紛争解決(ISDS)条項」なども、日本社会にとって大きな脅威になるでしょう。ASEAN諸国では、米国主導のTPP交渉の進展が、地域統合の脅威となりつつあることなどから懸念の声が上がっています。私たちは、今後の世界経済がどのような方向性を持つのかをしっかりと見極め、「日米同盟の深化」という鎖から解放されることが必要であり、日本がアジア地域に位置する国であるとの根本的な事実から出発することが重要と考えます。交渉内容を公開することなく国民の合意も取り付けられないTPP参加には反対しなければなりません。

<核廃絶をめぐる動き>

CTBT(核実験禁止条約)を批准しない米国は、オバマ大統領のプラハ発言以降も、臨界前核実験および核兵器の性能を調べる実験を繰り返しています。米国の核兵器廃絶の声が、どこまで信頼できるものか疑わしい状況が続いています。プラハ演説の内容を実行あるものにするために、今年6月に発表したように戦略核のさらなる削減を、米国単独でも率先して行うべきです。8月9日の長崎の平和式典において、被爆者の代表は、福島原発事故が収束していないのに、原発輸出や再稼働を容認し、加えて平和憲法を変えようとする安倍首相をきびしく批判しました。被爆者の願いは、日本国民全体の願いです。田上市長は平和宣言の中で、「核兵器は非人道的兵器」とする非核保有国を中心とした決議に賛同しなかった日本政府の姿勢をきびしく追及しました。安倍首相は、「日本の立場は矛盾するものではない」と強弁しました。被爆者の言葉は安倍首相にどう響いたのでしょうか。

非核保有国で唯一再処理を進め約44トンものプルトニウムを抱える日本は、「周辺諸国の脅威である」との批判が起こっています。核実験を繰り返し核保有国となった北朝鮮、大量のプルトニウムを所有しそれ自体を抑止力と主張して止まない日本、その間で、韓国は韓米原子力協定締結の交渉において「再処理」を認めるよう米国政府に迫り、それ故交渉がストップしたままになっています。核燃料サイクル計画は、世界の核拡散・核兵器問題であり、計画を断念させることが必要です。

<「生命の尊厳」のために脱原発に向けて全力を>

安倍政権は、民主党政権が結論づけた「2030年代原発ゼロをめざす」とするエネルギー

一政策をゼロベースで見直すとしながら、原発の再稼働に向けて動いています。また、福島原発事故の現場では、大量の汚染水が海洋に流れ込むという放射性物質の垂れ流し、風によって飛散するがれきに含まれる放射性物質で被曝する事態も発生するなど、未だに放射性物資が環境に拡散しています。安倍首相は世界に向かって「事故を起こしたからこそ、その経験に立って日本の原発は世界で一番安全だ」との妄言を吐きながら、原発輸出を進めようとしています。倫理的な問題としても、許されません。

福島原発事故においては、原発立地の恩恵を受けてこなかった飯舘村がまったく生活不能な場所と化してしまいました。政府は、「当該自治体の同意」によって原発再稼働を行うしていますが、大飯原発で明らかのように、原発再稼働の恩恵にあずかる立地自治体とそうではない周辺自治体では、受け取り方も違ってきます。稼働へ周辺自治体の同意が必要とされている原発は多くありません。私たちは、原発の過酷事故によって被害を受ける周辺自治体の意見が重要であると考えます。再稼働問題へのとりくみは、原発周辺の自治体への要請を中心に据えて全国的なものにしていかなくてはなりません。

EU諸国や米国などにおいて、経済的視点から「脱原発」の動きが広がっています。自然エネルギーにシフトしたドイツのメルケル首相は「福島原発の事故の現状を見ると、脱原発は正しかった」と発言しています。日本がこのような状況から取り残されないためにも、再生可能なエネルギー利用の促進する政策が求められています。

いわゆる「原発事故子ども・被災者支援法」は、参議院から議員立法として提出され、2012年6月21日、衆議院本会議において全会一致で可決・成立しました。政府が8月30日に発表した基本方針案は支援地域を制限し、国際放射線防護委員会の勧告である一般人の年間被曝量1ミリシーベルトを超える地域という被災住民の要望は無視されました。1年2ヶ月も放置し、なお被災住民の思いをくみ取らない基本方針には、その撤回を求めてとりくみを強化し、真に被災住民の納得できる内容を求めなくてはなりません。

市民の運動として、粘り強く続けてきた「さようなら原発1000万人アクション」を基軸にして、脱原発のとりくみをさらにひろげていきましょう。

2 憲法理念の実現にむけて

— 沖縄から問う「平和、人権、いのち」— 核も基地も戦争もない世界を！

< 憲法と私たちの基本的立場 >

憲法は前文で「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意」し、第9条で「戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認」を、第3章「基本的人権」や第10章「最高法規」で「基本的人権の本質、普遍性、永久不可侵性」を定めています。私たちの基本的立場は、これらに示された憲法理念の擁護と実現をめざすとともに、人権や民主主義の国際的な確立にむけた世界の到達点に立って、さらに発展させることです。いうまでもなく憲法の有効性を高め、市民生活に生かすための議論は必要です。当然、国会でも取り上げられ議論しなければなりません。差別と人権抑圧に利用されている憲法第10条の「国民要件」についてどうするのか、憲法の規定にない環境権についてどうするのかなどの問題をも踏まえて、これまでの憲法問題の論点・問題点整理、規範が現実に生かされているかを検証などを行いながら、論議をすすめていかなければなりません。また、憲法前文・9条、第3章、第10章などの部分は、憲法の理念の核心の部分であり、その変更を許してはな

りません。明文であれ解釈であれその改悪の動きに対抗して、憲法理念を実現するとりくみ、政府に憲法を遵守させ、立憲主義を確立するとりくみを強化します。ひきつづきこの立場を明確にし、平和団体、市民団体、連合などとの連携の強化をすすめていきます。そして、変革の時代に適した憲法の理念に基づく政策実現を図っていきます。東北アジアの緊張緩和の進展にむけた平和環境醸成のとりくみや、人びとの「命」や生活を重視する「人間の安全保障」や平和と民主主義の課題の政策実現の具体化をめざします。

<「人間の安全保障」のとりくみ>

世界は国境を越えてグローバルの時代に入りました。人の営みは一つの国に収斂できるものではないことが明らかです。国連が提唱する「ミレニアム開発目標」は、貧困と飢餓から世界を解放し、地球が育む「豊かさ」を平等に分け合っていこうとするものです。市民との不断の交流を通じて、平和、人権、民主主義の確立、そして人々の「生命」や生活を重視する「人間の安全保障」のとりくみが強く求められています。「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」との日本国憲法の理念こそ、輝きをはなつときです。

「人間の安全保障」のとりくみは、冷戦の崩壊とグローバリゼーションの進展を背景に、UNDP(国連開発計画)が初めて打ちだしました。一人ひとりの人間を中心にして、危機への脅威のもとにある個人や地域社会において、その地域の人々による対処能力の向上をつうじて、各人の生命の尊厳性と人権が保障されるような、安全な社会の形成をめざすものです。具体的には、地域紛争、テロ、差別、感染症の蔓延、自然災害の発生、難民化などの「急激な危機」と、犯罪の多発、環境破壊、経済危機、貧困、飢餓、偏見と差別の拡散、教育・医療サービスの欠如などの「慢性的な危機」ないし「欠乏」からの安全を保障することです。そのために、国際社会からの支援は、その地域の人々を中心に据えて配慮されて、支援を必要とする人々に確実に届く援助、地域社会のシステムの対処能力を向上させる援助や、人々の能力強化を重視する援助、さらに、文化の多様性を尊重する援助などが重視されます。従来領土偏重、軍備重視の国家間安全保障ではもはや対処しえなくなった問題に対処するものです。社会経済、人権などの国際諸機関や、各国の政府、自治体、内外のNGOとが協力した活動が行われています。平和については、「核の安全保障」からの転換・脱却や、世界各国とくに途上国で軍事支出の増大からの脱却がめざされ、対人地雷禁止条約やクラスター爆弾禁止条約、ICC(国際刑事裁判所)設立条約などの成果が生み出されました。

人間の安全保障は、紛争・戦争を生み出す原因である貧困や差別の問題を明らかにし、それを克服するためのとりくみです。多くの紛争は、経済社会的権限および資源へのアクセスが不平等ななかでつくられています。そして、暴力的な紛争は、開発への展望を阻害します。2000年9月の国連ミレニアム宣言は、平和と安全、開発と貧困、環境、人権と良い統治などを課題として掲げ、21世紀の国連の役割に関する方向性を提示しました。

国家主義的手法で生き抜くことのできない世界であることは自明です。テロとの戦いにも、世界の豊かさをそれぞれが奪い合い極めて明確な国家間格差が存在する中では、勝利することはできません。国連が提唱するミレニアム目標の達成は困難となっていますが、世界の富を再分配していくことが、テロとの戦いを終わらせて世界平和をつくりあげるための、遠いけれども一番の近道です。そのための地道な努力が求められています。

<最後に>

改憲をねらって設置された政府の憲法調査会に対抗して、憲法擁護国民連合は、調査会答申が迫る1964年、沖縄全土で行われた復帰行進を受けて、4月28日、全国憲法大行進を鹿児島県の与論島から出発しました。この行進は、全国各ブロックごとに行われ、6月20日、東京・小石川サッカー場に7万人が参加して「憲法改悪阻止・調査会答申反対国民大会」に結集しました。同年11月に「憲法改悪反対・平和と民主主義を守る国民大会」（第1回護憲大会）が横浜で開催されました。以来、私たちは、半世紀にわたり明文改憲を許してきませんでした。

しかし、憲法は解釈改憲を重ね、憲法9条はその理念との乖離を極度に強めてきたのも内実です。なかでも、沖縄は当初から憲法の枠外の米軍統治下に置かれ、復帰後も米軍基地の重圧のもとに置かれたままです。

50回目の護憲大会となる本年、私たちは、憲法理念の実現に向けてもっとも切実なとりくみを続けてきた沖縄県的那覇市で大会を開催しました。

いま、憲法は施行66年のなかで最大の危機を迎えています。「立憲フォーラム」をはじめ院内リベラル勢力との連携を強め、立憲主義を貫き、集団的自衛権行使や96条などの憲法改悪を断じて阻止しましょう。

私たちは、「持続可能で平和な社会」を求めて「さようなら原発1000万人アクション」のとりくみを大規模にすすめてきました。「我慢」と「自己犠牲」の時代から、自らを「主役」とする時代へと大きな転換を求め、憲法理念の実現に向けて不断の努力を続けなくてはなりません。そのためにも、憲法の生存権のもと、震災・原発事故・放射能被害などの補償と復旧を進めましょう。脱原発・温暖化克服の環境づくりとライフスタイルを築きましょう。脱原発のエネルギー政策の転換に向け署名をはじめとした「さようなら原発1000万人アクション」基軸に、脱原発のとりくみをさらにひろげていきましょう。

アジア諸国をはじめ国際社会からも受け入れられないアジア蔑視の差別的な歴史観と、はびこるヘイトスピーチなど貧困な人権感覚を払拭し、多民族・多文化共生社会をめざしましょう。日本の戦争責任を改めて謝罪・反省し、日本政府に「過去の清算」や北朝鮮との国交正常化、平和・友好に向けたとりくみをさせましょう。またそのためにも朝鮮学園に対して一刻も早く高校無償化を適用させましょう。国際人権条約を完全批准し、国内人権機関の設立をはじめ、すべての人に差別のない人権を保障する制度を確立しましょう。子どもの権利条約に基づく教育・福祉・環境を実現しましょう。

私たちは、「武力で平和はつukれない」という立場で、9条をいかして平和を築きましょう。日本の安全保障にとって、在日米軍基地の機能がどのようなものか、徹底して検証しましょう。日本と東北アジアの非核化・軍縮をすすめましょう。海外から自衛隊を撤退させましょう。米軍再編や原子力空母母港化、オスプレイ配備をやめさせましょう。

憲法のもとへの復帰を求めた沖縄県民や私たちにとっての復帰の内実を改めて問い、普天間基地返還をはじめ沖縄の基地を縮小・撤去しましょう。「沖縄から問う『平和、人権、いのち』—核も基地も戦争もない世界を!憲法理念の実現をめざす第50回大会(護憲大会)」を平和と人権確立への転換点とする歴史的大会にしましょう。